

2020年3月25日(水) HP公開以降の更新履歴

更新 月日	設置 ファイル名	更新 ページ	項目	更新内容	
				変更前	変更後
4/1	公募要領	P16	2章 1-2 (9)補助対象設備の要件、ならびに補助金額、補助率及び補助金額の上限等 コミュニティに参加する住宅 住宅に導入する設備 「V2H充電設備」	・ 一般社団法人次世代自動車振興センターが執行する「平成31年度 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金」に登録されている機器のうち、「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得し、APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定Release D以降に準拠しているものに限る。	・ 一般社団法人次世代自動車振興センターが執行する「平成31年度 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金」に登録されている機器のうち、「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得しているもの。なお、[ZEH+の選択要件]「高度エネルギーマネジメント」を選択する補助対象住宅の場合は、APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定について、「充電設備」はRelease J以降、「充放電設備(V2H充電設備等)」はRelease G以降に準拠しているものに限る。
4/9	公募要領	P24	2章 2-1 補助対象事業 (1)申請者の区分と留意事項 ①補助対象住宅に係る申請者	・SIIIに登録されたZEHビルダー/プランナー(「ZEHビルダー/プランナー登録公募要領」参照)のうち、「建売住宅」の種別区分を有している者。 但し、平成28年度から平成30年度までに登録を受けたZEHビルダー/プランナーは、「平成30年度ZEHビルダー/プランナー実績報告」を行っていること。(ZEHビルダー/プランナー実績報告については「H31年度ZEHビルダー/プランナー登録公募要領」P15~参照)	(削除)